

令和6年第5回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和6年3月27日 午後13時30分
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室
開 会 日 時	令和6年3月27日 午後13時30分	
閉 会 日 時	令和6年3月27日 午後14時20分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	森 脇 直 美	
	成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善
	委 員	濱 秀 利
会議出席 者	教 育 長	滝 川 敦 善
	事務局職員	管理課長 諸 井 公 指導室長 藏 光 貴 弘 学校給食センター所長 小 池 裕 子 生涯学習課長補佐 車 塚 洋 情報館長 川 原 田 恵 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課総務係長 神 奈 緒 美
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	報告第3号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
	(議 案)	
	議案第11号	厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第12号	厚岸町学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第13号	厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について【原案可決】
	議案第14号	厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第15号	厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第16号	厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の全部を改正する規則の制定について【原案可決】
7		閉会

令和6年第5回厚岸町教育委員会

令和6年3月27日

午後1時30分開会

●教育長 ただいまから、令和6年第5回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりで
あります。

●教育長 日程第2、「会期の決定」について、委員会の会期を本
日3月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和6年3月4日に開会した第3回教育委員会の会議録の
承認についてであります。会議録署名委員の森脇委員、
私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして
承認とさせていただきます。

(はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであり
ます。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規
定により、濱委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第2号「教育長の報告すべき事項につ

て」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長

ただいま上程いただきました、報告2号、「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項として、教育委員会教育委員の任命について、次のとおりご報告いたします。

教育委員会委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がありますが、本年3月6日から開会されました、令和6年厚岸町議会第1回定例会において、教育委員の任命に対する同意を得たことから、本教育委員会で報告するものであります。

委員の氏名等は記載のとおりであります、

住所 厚岸郡厚岸町宮園2丁目163番地

氏名 田辺 正保（たなべ まさやす）

生年月日 昭和26年1月31日 であります。

田辺委員におかれましては、今回の任命で4期目となり、任期は、同法第5条第1項の規定により、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間となります。以上、簡単ですが、報告第2号の内容説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

●教育長

内容は「厚岸町教育委員会教育委員の任命について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第2号を終わります。

●教育長 次に、報告第3号「町立中学校卒業生進路状況について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長 ただいま上程いただきました、報告第3号「教育長の報告すべき事項」についてご説明いたします。

議案書 2ページをご覧ください。内容は、令和5年度厚岸町立中学校卒業生進路状況についてであります。

3月18日に発表された令和6年度道立高等学校入学者選抜合格発表の後、町内中学校3校の3年生56名の進路状況についてとりまとめましたので、ご報告いたします。

3ページ説明資料をご覧ください。対象生徒55名が進学することとなっており、53名が高等学校、1名が特別支援学校、1名が専門学校への進学となっております。未定となっている生徒につきましては、第2次募集に出願した生徒が1名、私立高校へ進学する生徒が1名となっております。表の下欄進路状況の内訳をご覧ください。今年度は、厚岸翔洋高校への進学者は、普通科9名、海洋資源科6名、合計15名で、卒業生全体の約27%となっております。(昨年度 普通科11名、海洋資源6名22%)

釧路管内への進学は、湖陵高校4名、江南高校3名、北陽高校6名、明輝高校1名、工業高校8名、商業高校2名、釧路工業高等専門学校2名、標茶高校1名、武修館高校1名となっております、合計が28名で全体の約50%となっております。(昨年度約62%) 管外高校への進学者は9名で約16%となっております。(昨年度約8%) 以上

、大変簡単であります、令和5年度厚岸町立中学校卒業生進路状況についての報告を終わります。

●教育長 内容は、「町立中学校卒業生進路状況について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、報告第3号を終わります。

●教育長 日程第6、議案第11号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第11号「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書4ページをお開き願います。厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程において、教育委員会事務局の職名及び定数、教育機関の施設ごとの職名及び定数を規定しており、人事異動や組織見直しによりその定数等に変更が生じるときに改正をしております。改正内容につきましては、別にお配りしております説明資料1ページ、議案第11号説明資料「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明いたします。厚岸町教育委員会の定数は、厚岸町職員定数条例第2条に規定する別表により37名とされております。

この度の令和6年4月1日付け人事異動により、厚岸

情報館において主幹が異動し、館長が主幹を兼務し、新たに主査・主任・主事に区分される職員1名配置されることから、厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程している「2項教育機関」の「第3号情報館」に規定する「主幹・係長」を「主査・主任・主事」に改正する内容であります。教育委員会全体での定数37名に変更はございません。議案書4ページをご覧ください。

附則であります。この訓令は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

- 教育長 内容は、「厚岸町教育委員会事務局及び教育機関の職別定数規程の一部を改正する訓令について」であります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第12号「厚岸町学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をして

ください。

●管理課長

ただ今上程いただきました
議案第12号「厚岸町学校給食費助成金交付要綱の一部を
改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理
由についてご説明申し上げます。

現在の学校給食における児童生徒の給食費は、保護者
が負担し、町が給食費を助成することにより、児童生徒
に係る学校給食費の無償化を実施することで、保護者の
経済負担を軽減し子育て支援の拡充を図るとともに、ま
た、給食費を公費負担することで、食育の一環として、
食の大切さやありがたみを生きた教材として活用するこ
とを目的とし、保護者に対し学校給食費の助成金を交付
するため、本要綱を制定しております。

この度、学校給食会計における透明性の向上を図るた
め、私会計であった給食費会計を、町の一般会計とする
公会計とすることから、関係条文を改正いたしたく、本
案を提案するものであります。それでは、改正内容の説
明をさせていただきます。議案書5ページをご覧願いま
す。議案第12号「厚岸町学校給食費助成金交付要綱の一
部を改正する訓令を定めることについて」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしております、
説明資料2ページ、議案第12号「厚岸町学校給食費助成
金交付要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明
いたします。先ほど申し上げましたとおり、本年4月1
日から、学校給食会計における透明性の向上を図るため、
学校給食会計を私会計から町の一般会計とする公会計と
するため、本要綱で給食費への充当について規定してい
る第9条中の「厚岸町学校給食センターに」を「町が発
行する納入通知書により」に改めるものであります。

議案書 5 ページにお戻りください。附則であります。
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上簡単ですが、議案第 12 号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は厚岸町学校給食費助成金交付要綱の一部を改正する訓令を定めることについての一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 一般会計となることでメリット・デメリットはあるのでしょうか。

●管理課長 事務の透明性が図られます。今までは運営委員会の 2 名が監査をしておりましたが、これは給食費を集めて食材費に充てるという経理の監査をしておりました。その事務がなくなり町の監査で行うことになります。

●濱委員 では、給食センターの事務量が減るのでしょうか

●給食センター
一所长 今までは給食費は所長名義の口座へ入金し、その中で材料費をやりくりしながら支出しておりました。一般会計になることで、月毎の材料費をやりくりすることがなくなります。業務的には楽になります。

●管理課長 今までは現金の入金や支払のために銀行へ行っておりましたが、これからは、町の支出伝票で処理できるので事務的負担は軽減されると思います。

●田辺委員 要綱の9条の助成金は要保護・準要保護対象者は給食費を歳入に入れるということでしょうか。

●管理課長 大変、複雑な流れとなっておりますが、今回の3月議会でも質問があったところです。助成金は要保護世帯・準要保護世帯以外の助成金です。要保護は生活保護費の中に給食費が含まれて、道から振込支給されますことから、給食費を学校へ納入されている方や、要保護者の同意が得られている場合は、直接、学校へ支払われております。準要保護世帯への別に支給があります。この給食費の要綱に定めている世帯は、要保護・準要保護以外のこととなります。

●田辺委員 わかりにくいですね。

●濱委員 今まで、給食費を支払っている方への助成金として無料となったわけだから、元々、要保護世帯、準要保護世帯は、給食費の支給を受けて実質無料となっていたから、無料となっていなかった人への改正ですね。

●管理課長 そうなんです。

●田辺委員 公会計になったことは、今まで給食費を納めていた人は支出で助成金として、私会計に払っている食材費になっていた、公会計になると助成金ではなくて、予算の支出の方でみますよ、ということですね。よくわかりませんですね。

●管理課長 流れとして、基本的には、保護者から給食費を納入してもらおうこととなります。それに対して、学校長に委任

して、事務を行ってもらいます。保護者に対して町が助成するということです。それによって無償化となるんですが、支払ってもらった給食費は雑入、歳入で受けます。そして、まかない材料費へ充当する形で予算を組んでおります。複雑な流れなんですよ。

●田辺委員 基本的な考え方として、子育て支援の目的の助成金ですよ。一旦、助成金を出して、受ける流れなんですよ。学校へ現金が動くかどうかわかりませんが、受けた助成金を納入（納付書）で払うんですよ。実際に現金が動くのか、実際の動きは書類上の動きはあるんですか。

●管理課長 今までは現金が動いていましたが、公金振替のシステムも出来ないことはないですが、また、例規改正が必要となるかどうかは検証が必要です。

公金振替をすることになると事務量は減ります。ただ、助成金以外に、教職員も給食費を払っておりますので、その分の振込などもあることから、現金などでのやりとりもあり学校での事務量は変わらないかと思えます。

●田辺委員 なんとなくわかるんですが、お金の動きだけでもスムーズになって事務量が減ればいいですよ。

●管理課長 公会計の目的は、透明性もありますが、学校の職員への働き方改革、事務を減らす、現金の取扱いに関しても目的となっております。

●田辺委員 主旨的にはわかりました。

●管理課長 本来、無償化とありますが、助成金で無償化している

のですが、まかない材料費を町で負担すればわかりやすいのかと思います。

●田辺委員 では、要保護、準要保護は、どうなるんですか。
その分も充当しますよね。

●管理課長 学校で集約し納めます。

●教育長 その他にないでしょうか

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第13号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●B & G海洋センター所長 ただ今上程いただきました議案第13号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書、6ページをご覧ください。スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条第1項により、教育委員会が委嘱することが規定されており、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則で定数と任期を規定してお

ります。このたび、令和4年4月1日に委嘱したスポーツ推進委員が、令和6年3月31日をもって任期満了となることから、新たにスポーツ推進委員を委嘱いたしたく、本議案を提出するものであります。

委嘱する人数は、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により15名であります。

1 氏名等であります。上から順に氏名のみ読み上げさせていただきます。生年月日、住所は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

小林 敏美（こばやし としみ）、鈴木 泰博（すずき やすひろ）、鹿野 眞裕（かの まさひろ）、大山織絵（おおやま おりえ）、中澤 清美（なかざわ きよみ）、小笠原 景太（おがさわら けいた）、宗石 芳弘（むねいし よしひろ）、高橋 敏晴（たかはし としはる）、藤本 千春（ふじもと ちはる）、横井 由紀枝（よこい ゆきえ）、山本 志野（やまもと しの）、山本 綾華（やまもと あやか）までの12名が再任で、小林 彰（こばやし あきら）、佐藤 翔（さとう しょう）、遠藤 真人（えんどう まなと）の3名は新任であります。委嘱年月日につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間であります。

以上、簡単な説明ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

●教育長

内容は、厚岸町スポーツ推進委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

（ありません。の声）

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第14号「厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第14号「厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書7ページをお開き願います。

厚岸町学校給食センター管理条例施行規則は、「厚岸町学校給食センター管理条例の施行に関し必要な事項を定める」ことを目的として学校給食センターの管理に関する「職員数」や「会計」などを規定しております。議案第12号でも説明させていただきましたが、この度、学校給食会計における透明性の向上を図ることを目的に、私会計であった給食費会計を、町の一般会計とする公会計にするため、関係条文を改正いたしたく、本案を提案するものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書7ページをご覧ください。議案第14号「厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料3ページ、議案第14号「厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」

でご説明いたします。先ほど申し上げましたとおり、本年4月1日から、学校給食会計における透明性の向上を図ることを目的に、学校給食会計を私会計から町の一般会計とする公会計とするため、本規則第5条で規程している、学校給食センターの私会計に関する「給食センターの会計に関する事項は、別に定める」規定が必要なくなることから、これを削除し、第6条を第5条に、第7条を第6条に繰り上げを行い、第8条で規定している「学校給食費」を第7条とするとともに、第2項で規定している「学校給食費の納入」については、別に定める規則において規定することから削除し、第9条を第8条へ改正する内容であります。議案書7ページにお戻りください。附則であります。この規則は、令和6年4月1日から施行するものであります。以上簡単ですが、議案第14号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、厚岸町学校給食センター管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第15号「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第15号「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。議案書8ページをお開き願います。

厚岸町学校給食センター運営委員会規則は、厚岸町教育委員会からの学校給食の基本的な事項の諮問に対する答申に関する事項など、運営委員会の役割を定めております。議案第12号及び議案第14号でも説明させていただきましたが、この度、学校給食会計における透明性の向上を図ることを目的に、私会計であった給食費会計を、町の一般会計とする公会計にするため、関係条文を改正いたしたく、本案を提案するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書8ページをご覧ください。議案第15号「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について」であります。改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料4ページ、議案第15号「厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたします。先ほど申し上げましたとおり、本年4月1日から、学校給食会計における透明性の向上を図ることを目的に、学校給食会計を私会計から町の一般会計とする公会計とするため、本規則第4条で規程している、役員のうち第1項第3号の監査と、給食費の監査について規定している第5項を削除するものであります。議案書8ページにお戻りくださ

い。附則であります。第1項は、令和6年4月1日から施行する内容であります。第2項は、令和5年度分の私会計の給食会計の監査については、改正前の規則第4条第1項第3号及び第5項で規定する監査が必要となることから、経過措置について規定するものであります。

以上簡単ですが、議案第15号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

●教育長 (ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第16号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の全部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第16号「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の全部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げ

げます。議案書 9 ページをお開き願います。

学校給食における児童生徒の給食費は、保護者の経済負担を軽減し子育て支援の拡充を図るとともに、また、給食費を公費負担することで、食育の一環として、食の大切さやありがたみを生きた教材として活用することを目的とし、平成31年4月から町が給食費を助成することにより、児童生徒に係る学校給食費の無料化を実施しております。厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則は、平成18年5月1日に、児童生徒の保護者が納入する学校給食費の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的に制定されたところでありますが、この度、学校給食会計における透明性の向上を図ることを目的に、私会計であった給食費会計を、町の一般会計とする公会計にするため、関係条文の見直しを行っていたところ、規定の大半が学校給食の私会計の処理に関して規定していることから、規則見直しにあたり、規則の全部を改正するものであります。改正内容につきましては、別にお配りしております説明資料5ページ、議案第16号説明資料「厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の全部を改正する新旧対照表」でご説明いたします。説明は、条ごとに説明させていただきます。第1条は「趣旨」で、この規則制定の趣旨を定めております。第2条は「定義」で、用語の意義を定義付けをしております。第3条は「給食費の額」について定めるものであり、1食あたりの額は「別表」で定めるものであります。第4条は「給食費の納入義務者」について規定しており、第1号は「児童生徒の保護者」、第2号は「教職員」、第3号は「給食センターの職員、6ページの第4号は「給食費を徴収する必要があると認められる者」としており、外国語指導助手や、学校訪問等での給食を摂られた方が、これに当たります。第5条は「学

校給食計画書の提出」について規定し、新旧対照表4ページ右側上段に記載しております「別記様式第1号」により、学校長が教育長に毎月学校給食計画を提出する規定で、第6条は「学校給食計画数の変更」について規定し、同じく新旧対照表右側下段に記載しております「別記様式第2号」による様式により、学校長が教育長に学校給食計画に変更があった際は計画を提出する規定となっております。第7条は「学校給食費の納入及び取扱い」について規定し、第1項及び第2項は給食費の納入計算について規定し、第5項から第6項までは納入に関する取扱いについて規定する内容であります。6ページ下段から7ページ上段までの第8条は「給食費の納入額の特例」について規定し、転出入や病気などにより、給食数の変更があった場合は、納入費の変更をする規定する内容であります。第9条は「証拠書類の保存」について定める規定で、規定中「別に定めるもの」とは、厚岸町教育委員会文書管理規程で保存期限は5年を予定しております。第10条は委任事項であり、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとしております。議案書11ページにお戻りください。附則でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行するとするものであります。

以上簡単ですが、議案第16号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町学校給食費の取扱いに関する規則の全部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 全部改正されて新しい規則となりますが、給食費の額の決定は、従来行っていた教育委員会で額の決定をしておりましたが、この決め方がこの規則の改正で議案に上がっていくのでしょうか

●管理課長 給食費の額の決定はあくまでも、運営委員会に町が諮問して決定しています。その額を町に報告し、教育委員会で額を決定します。その後に別表に記載しているように、給食費の単価を改正が必要となります。

●田辺委員 従来どおり、給食費の単価を教育委員会に諮ってますが、運営委員会に対して意見を聞いたりすることはいいのかなと思うのですが、決定、答申が適当ではないかというのも最終的に教育委員会で決めますよね。この規則で決めるとあれば、この規則変更をする形でいいのではないのでしょうか。

●管理課長 学校給食費の額の決定は、運営委員会からの諮問し額を決定しております。

学校給食費管理条例第5条の 学校給食費は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項の規定によるものとして、その額及び徴収については、教育委員会が定める。としており、同じく厚岸町学校給食センター管理条例施行規則第8条の第5条に規定する学校給食費の額は、厚岸町学校給食センター運営委員会の答申を経て教育委員会が決定する。となっておりますので、諮問を受けて規則改正することにより承認となります。

●田辺委員 管理規則第8条が第7条に変わるということですね。

●教育長 その他になにかありますか

●教育長 (ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。
(なければ)

(閉会)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第5回教育委員会を閉会します。